資料４

西脇市環境審議会運営規則の一部改正について

１　提案の理由

事務の簡素化及び個人情報保護の観点から、全庁において審議会の傍聴人名簿が廃止されたため。

２　規則改正の内容

第５条第１項「会議の傍聴を希望する者は、傍聴希望者受付名簿（様式第２号）に記入しなければならない。」を削り、項を繰り上げる。

３　施行日

令和８年10月14日

新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（傍聴の手続） （削る） 第５条　（略） ２　（略） ３　傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第２号）を交付する。 ４　（略） （会議録） 第10条　（略） ２　会議録は、磁気テープ又は磁気ディスクによる保存とし、要点のみ「審議会等の会議の記録」（様式第３号）に記録し、会議録とする。 ３～４　（略） （削る）	（傍聴の手続） 第５条　会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付名簿（様式第２号）に記入しなければならない。 ２　（略） ３　（略） ４　傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第３号）を交付する。 ５　（略） （会議録） 第10条　（略） ２　会議録は、磁気テープ又は磁気ディスクによる保存とし、要点のみ「審議会等の会議の記録」（様式第４号）に記録し、会議録とする。 ３～４　（略） 様式第２号（第５条関係） 傍聴希望者受付名簿 １　審議会等の内容 審議会等名 \| 開催日時 \| 開催場所 \| 定員 \| 受付時間 \| 午前・午後　時　分～　時　分 特記事項 \|

様式第２号（第５条関係）　（略）

様式第３号（第 10 条関係）　（略）

２　傍聴希望者受付

受付番号	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式第３号（第５条関係）　（略）

様式第４号（第10条関係）　（略）